

在サハリン韓国人支援等特別基金拠出金（在韓被爆者支援関係）

1. 本件拠出金は、（イ）在サハリン韓国人支援部分（5,800万円）と（ロ）在韓被爆者支援部分（4,200万円）の二つにより構成されているところ、その具体的実施について関係者間の調整が進められていたが、韓国側が被爆者について遥かに多額の基金を要求し、右基金実現の見通しを得られる迄は上述の4,200万円の受領を留保するとの姿勢をとったことから（ロ）の実施の具体的見込みが不透明となったため、とりあえずサハリン部分だけを切離し、共同事業体方式（日赤－韓赤）で実施に移すこととした経緯がある。

2. 在韓被爆者部分の取扱いについては、これ迄韓国側と協議を重ねてきたところ、今般、（イ）外務部よりは、在韓被爆者支援のための大きな基金（数十億～百億円）を引続き要請するとの立場には変わらないが、右は継続協議とした上で、今年度予算（4,200万円）の扱いについては日本側に任せたい旨、また、（ロ）社団法人韓国原爆被害者協会（在韓被爆者協会）からも、外務部の場合同様従来の要求を留保しつつ、とりあえず今年度計上された4,200万円はできる限り早急に実施したい旨通報越した。

3. ついては、在韓被爆者のための多額の基金の拠出については引続き検討を進めるとともに、今年度計上分については早速実施に移すこととしたい。

（1）資金の拠出先は、（イ）本件に関する韓国側の実質的当事者は社団

法人韓国原爆被害者協会であり、在韓被爆者問題に精通していること、

(ロ) 同協会は保健社会部認可の社団法人で、拠出金を責任をもって運用することができること認められることから、社団法人韓国原爆被害者協会(概要別添1(作成中))とする。

(2) また、拠出金の適正な使用を確保するため、日本政府(在韓大使)と同協会の間の書簡(別添2)をもって、拠出金使用目的は限定(治療等)されること、韓国政府より適宜指導・助言を仰ぐこと、別口座を設けること、日本政府に対し基金執行状況を報告すること等を確認する。

更に、韓国政府との口上書交換によって(別添3)本拠出金を協会に実施させること等につき韓国政府の了解を取付けることとする。

4. ついては、具体的に、別添2、3の書簡・口上書案につき韓国側の了解を取付け・交換の上、出来るかぎり速やかに本拠出金を拠出することとすべく、韓国側(政府・被害者協会)との所要の調整を開始することとしたい。また、併せて、渡日治療の実施につき適宜厚生省とも調整を行っていくこととしたい。

(別添2)

(日本側書簡案)

社団法人韓国原爆被害者協会会長殿

日本国政府は、人道的立場から、在韓被爆者を支援することを目的として、貴協会に4,200万円を拠出する用意があるので、別紙のガイドラインに従い右拠出金を貴協会において責任をもって使用する旨文書にて確認していただければ幸いです。

1989年 月 日

駐大韓民国日本国大使

梁井新一 (印)

(別紙)

在韓被爆者支援のための日本国政府拠出金の
使用に関するガイドライン

1. 社団法人韓国原爆被害者協会(以下「協会」という)は、日本国政府より受けた拠出金計4,200万円を、在韓被爆者にかかる健康診断費、治療費、渡日治療のための渡航費等を支援するために使用する。
2. 協会は、本拠出金を以て在韓被爆者に対する具体的支援を行うに当たっては、大韓民国赤十字社と適宜連絡をとるとともに、韓国政府より随時指導・助言を仰ぐものとする。
3. 協会は、専ら本拠出金を使用するための別口預金口座を開設する。
4. 協会は、本拠出金の使用について、責任を負うものとし、日本国政府より受けた拠出金が適正かつ専ら事業計画の遂行のため使用され、また、適正かつ効果的、効率的に管理、使用されるよう確保する。
5. 協会は、日本国政府より受けた拠出金の使途、管理状況等につき毎年少なくとも1回は日本国政府に報告する。
6. 日本国政府及び協会は、拠出金及びその使途に関し、又はこれに関連して生ずる如何なる問題についても随時連絡・協議する。

(協会側書簡案)

駐大韓民国日本国大使

梁井新一閣下

在韓被爆者支援のための日本国政府の拠出金（４，２００万円）に関する１９８９年 月 日付貴使書簡を受取りました。

当協会としては、在韓被爆者の支援に資するため、上記貴使書簡に添付されたガイドラインに従い、責任をもって同拠出金を使用していくことをここにお約束致します。

つきましては、上記貴使書簡に言及されている４，２００万円を別紙に掲げる別口預金口座を通じ、当協会に拠出していただくようお願い致します。

社団法人韓国原爆被害者協会

会長

(印)

(別添3)

(Japanese Note Verbale)

The Embassy of Japan presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea and has the honour to inform the Ministry that the Government of Japan has the intention to extend from the humanitarian point of view, assistance to those victims of the atomic air raids who are now in the Republic of Korea, in accordance with laws and regulations of Japan and with cooperation of the Government of the Republic of Korea. For this purpose, the Government of Japan is ready to contribute as much as 42 million yen for fiscal year 1989 to "The Association of the Korean Victims of the Atomic Air Raids" (hereinafter referred to as "The Association") for programs to support the above mentioned people. Such programs will be implemented by the Association in accordance with the guidelines set by the Government of Japan, under which the Association is required to keep in contact with The Red Cross Society of Korea, and to seek, from time to time, guidance and advice of the Government of the Republic of Korea.

The Embassy of Japan avails itself of this opportunity to renew to the Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea the assurances of its highest consideration.

(別添 3)

(Japanese Note Verbale)

The Embassy of Japan presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea and has the honour to inform the Ministry that the Government of Japan has the intention to extend from the humanitarian point of view, assistance, to those victims of the atomic air raids who are now in the Republic of Korea, in accordance with laws and regulations of Japan and with cooperation of the Government of the Republic of Korea. For this purpose, the Government of Japan is ready to contribute as much as 42 million yen for fiscal year 1989 to "The Association of the Korean Victims of the Atomic Air Raids" (hereinafter referred to as "The Association") for programs to support the above mentioned people. Such programs will be implemented by the Association in accordance with the guidelines set by the Government of Japan, under which the Association is required to keep in contact with The Red Cross Society of Korea, and to seek, from time to time, guidance and advice of the Government of the Republic of Korea.

The Embassy of Japan avails itself of this opportunity to renew to the Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea the assurances of its highest consideration.

1. 支出要旨

在サハリン韓国人支援等特別基金拠出金の一部（在韓被爆者関係）の、
大韓赤十字社に対する拠出

拠出根拠：日本政府（駐韓国日本大使）と大韓赤十字社（総裁）との
間の書簡、（別添1、2）

日韓両国政府の本件に関する口上書、（別添3）

2. 支出年度

平成元年度

3. 支出金額

円貨 42,000,000円

右金額を大韓赤十字社に拠出

4. 支出科目

（組織）外務本省

（項）国際分担金其他諸費

（目）経済協力国際機関等拠出金

5. 受取人住所氏名及び送金先銀行

（受取人口座名義）

大韓赤十字社

(受取人住所)

大韓民国ソウル市中区南山洞3街32 大韓赤十字社

(送金先銀行名)

商業銀行、忠武路支店

(口座番号)

108-05-007259

6. 支出の説明

21世紀に向けた新次元の日韓間の友好親善協力関係を構築するためには、日韓間の過去の不幸な歴史に由来する諸問題を早期に解決することが重要である。就中、在韓被爆者問題は、被爆者の高齢化等、人道的見地、及び本問題に対する韓国国内世論の高まり等の状況に鑑み、早急な対応を必要とするものである。

ついては、在韓被爆者にかかる健康診断費、治療費等を支援するため、在サハリン韓国人支援等特別基金拠出金の一部（在韓被爆者支援関係）として大韓赤十字社に対し拠出することと致したい。

7. 参考

本件予算額：計100,000,000円

支出済額：10,000,000円

今回支出額：計42,000,000円

差引残額：48,000,000円

(本件拠出金算出内訳)

在サハリン韓国人支援事業分： 58,000,000円

在韓被爆者支援事業分： 42,000,000円

計： 100,000,000円

8. 参考資料：

別添1：在韓国日本大使からの大韓赤十字社総裁宛書簡（写）

別添2：大韓赤十字社総裁からの在韓国日本大使宛書簡（写）

別添3：日韓両国政府の本件に関する口上書（写）

（了）